

大型車通行適正化推進月間等の取組報告

＜第 8 回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成 3 1 年 1 月 3 1 日（木）

<目 次>

1. 大型車通行適正化推進月間の創設等
2. 大型車通行適正化推進月間等における取組一覧
3. 各取組みの紹介
4. 連絡協議会委員の広報実施状況

1. 大型車通行適正化推進月間の創設等

◎ 大型車通行適正化推進月間とは

大型車両による重量違反が減少しない一因として、荷主による違反への関与が疑われる実態が少なからず存在することから、荷主への啓発活動を目的として、今年度新たに10月の1ヶ月間を『**大型車通行適正化推進月間**』と位置付けた。

① 期間

期間：平成30年10月1日（月）
～10月31日（水）

■ 営業用・自家用別品目別輸送トン数（平成28年度、主要品目、単位：千トン）

	品目	営業用		自家用		合計	
		数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)
消費関連貨物	農水産品	158,807	5.3	62,020	4.6	220,827	5.1
	食料工業品	442,286	14.7	41,466	3.1	483,752	11.1
	日用品	276,166	9.2	14,434	1.1	290,600	6.7
	取り合せ品	411,084	13.7	960	0.1	412,044	9.5
	その他	470	0.0	128	0.0	598	0.0
	計	1,288,813	43.0	119,008	8.8	1,407,821	32.3
建設関連貨物	木材	89,084	3.0	47,054	3.5	136,138	3.1
	砂利・砂・石材	201,328	6.7	347,969	25.6	549,297	12.6
	工業用非金属鉱物	29,186	1.0	20,924	1.5	50,110	1.1
	工業用金属鉱物	128,254	4.3	148,671	10.9	276,925	6.4
	産業廃棄物	169,199	5.6	327,548	24.1	496,747	11.4
	その他	78,479	2.6	38,387	2.8	116,866	2.7
	計	695,530	23.2	930,553	68.5	1,626,083	37.3
生産関連貨物	金属	162,372	5.4	37,238	2.7	199,610	4.6
	機械	275,835	9.2	80,595	5.9	356,430	8.2
	石油製品	97,828	3.3	35,454	2.6	133,282	3.1
	その他	478,733	16.0	156,033	11.5	634,766	14.6
	計	1,014,768	33.8	309,320	22.8	1,324,088	30.4
	合計	2,999,111	100.0	1,358,881	100.0	4,357,992	100.0

（出典）（公社）全日本トラック協会
日本のトラック輸送産業
現状と課題2018

② 対象者

- 営業用・自家用による輸送トン数の中で、建設関連貨物の輸送量が全体の約4割を占めていることや、運送事業者等からの要望において、ゼネコン等へのコンプライアンス改善を求める声が上げられていることから、今年度は『**建設業界**』における荷主を対象とした。

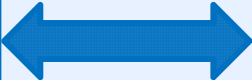
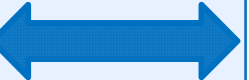
③ 実施内容

- 荷主団体への特殊車両通行許可制度の説明や会員事業者に向けた説明会の開催、HPやメールを通じた周知を実施。

1. 大型車通行適正化推進月間の創設等

◎重点広報期間

これまで継続的に実施している『重点広報期間』も大型車通行適正化推進月間の前後にあたる8月及び11月に設置し、連絡協議会委員が一体となり、広報展開を実施した。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
 【第7回】 連絡協議会	重点広報期間 		大型車通行適正化推進月間 	重点広報期間 		 【第8回】 連絡協議会

2. 大型車通行適正化推進月間等における取組一覧

連絡協議会委員等の協力を得て、大型車通行適正化推進月間等において下記の取組みを実施した。

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容概要
荷主	説明会等	①	建設業界の荷主団体 (8組織)	荷主団体に対して特車制度の啓発や会員事業者が参加する会合の場で説明
	HP掲載等	②	荷主団体HP (2組織)	特車制度説明資料やチラシを荷主団体HPに掲載し、会員へ周知
社会一般	ラジオCM	③	FM NACK5 (79.5)	40秒CMを3日間に合計20回提供
	ラジオクラウドCM	④	ラジオクラウド	インターネットラジオサービスアプリ上に20秒のCMを2週間提供
	広報イベント	⑤	交通安全・環境フェア2018	埼玉県トラック協会主催イベントに参画 (ブース来場者：約800名)
	Twitter/連絡協議会HP	⑥	-	継続的にTwitter・連絡協議会HPを通じて情報発信
運送事業者	機関紙掲載	⑦	1都3県トラック協会	各トラック協会発行の機関紙において適正化推進月間創設等に関するPR掲載
ドライバー オペレータ	アンケート調査	⑧	1都3県トラック協会 全ク協(東京・神奈川支部)	大型車ドライバー及びクレーンオペレータへのアンケート調査(合計731名)
その他	ポスター・チラシ展開	-	～4項(P18～)にて各委員による個別の取組みを紹介～	
	特車説明会	⑨	管区警察局及び県警職員	特殊車両通行許可制度に関する説明会を開催(19名参加)
	整備管理者研修資料掲載	⑩	関東運輸局	整備管理者研修資料にチラシを掲載

2. 大型車通行適正化推進月間等における取組一覧

		8月	9月	10月	11月	12月
		<重点広報期間>		<大型車通行適正化 推進月間>	<重点広報期間>	
荷主	説明会等	概要説明 ●		概要説明 10/30説明会 ■	11/12説明会 ■	概要説明 ● ●
	HP掲載等			説明資料/チラシ等展開		
社会一般	ラジオCM			ラジオCM		
	ラジオクラウドCM			ラジオクラウドCM		
	広報イベント	委員主催イベントで啓発ポケットティッシュ配布			★ 11/10（土） 交通安全・環境フェア	
	Twitter/協議会HP					
運送事業者等	機関紙掲載			9/25発行（東京都トラック協会） 10/1発行（神奈川県トラック協会） 10/1発行（千葉県トラック協会） 10/4一斉送信（埼玉県トラック協会）		
	ドライバー/オペレーターアンケート調査			ドラ 10/14 オペ 10/28 オペ	11/11 オペ	
その他	ポスター・チラシ等展開	連絡協議会委員全体で一斉掲示				
	特車説明会			10/24		
	整備管理者研修			平成30年度下期講習資料にチラシ掲載		

3. 各取組みの紹介

NO.① 荷主説明会

【実施主体：事務局】

啓発先団体	概要説明日	-	啓発活動日	啓発活動内容
(一社) 東京建設業協会	8月28日 (火) 11時～11時35分	▶	11月12日 (月) 14時～16時32分★	建設業の取引適正化に関する説明会（参加者100名）で、関東運輸局と合同で特車制度の概要や荷主勧告制度、ダンプカーの緑ナンバー・白ナンバーについて説明。
(一社) 神奈川県建設業協会	10月10日 (水) 15時～15時25分	▶	11月13日 (火) ～	協会HP（会員専用ページ）に特車制度の概要資料へのリンクを掲載。
(一社) 埼玉県建設業協会	10月12日 (金) 10時20分～55分	▶	11月9日 (金)	協会事務局から会員（407社）に対して、特車制度説明資料及びチラシ（電子データ）を送付し、社内・現場での研修に活用するよう協力依頼を実施。
(一社) 日本鉄リサイクル工業会	10月16日 (火) 15時～15時45分	▶	10月17日 (水) ～	協会事務局から8支部を通じて、会員（720社）に対して、啓発用チラシ（電子データ）を配布。
(一社) 日本建設機械レンタル協会東京支部	10月25日 (木) 15時～15時30分	▶	10月29日 (火)	協会事務局から会員に対して、特車制度説明資料及びチラシ（電子データ）を配布。
		▶	12月4日 (火)	大型建機部会（会員企業17社20名参加）にてチラシを配布。
(一社) 千葉県建設業協会	10月29日 (月) 10時～10時30分	▶	10月30日 (水) 12時40分～52分★	理事会（出席者：理事35名、幹事3名）の中で、特車制度の概要について事務局（関東地整）から説明を行った。
(一社) 日本建設機械レンタル協会神奈川支部	12月3日 (月) 15時～15時40分	▶	12月4日 (火) ～	協会事務局からチラシ100枚を各会員（約100社）へ配布。
(一社) 日本砕石協会 関東地方本部	12月25日 (火) 15時～15時45分	▶	12月26日 (水) ～	説明資料及びチラシデータを協会に提供し、会員へ周知。

★＝対面による説明会形式にて実施

3. 各取組みの紹介

荷主を対象とした対面による説明会は、下記のとおり2回実施し、延べ約140名に対して特車制度について概要を説明し、法令遵守の推進を呼び掛けた。

10月30日（水）千葉県建設業協会理事会

■ 説明会概要

- 開催状況：千葉県建設業協会の理事会の中で、資料・チラシの配布及び10分程度の時間を頂き、連絡協議会による特車制度の周知を行った。
- 出席人数：38名

■ 説明風景



11月12日（月）東京建設業協会説明会

■ 説明会概要

- 開催状況：東京建設業協会が毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」に実施している会員企業向けの説明会の中で、連絡協議会による特車制度の周知を実施した。
- 出席人数：100名

■ 説明風景



3. 各取組みの紹介

NO.② HP掲載等

■（一社）神奈川県建設業協会様HP

神 建 発 第 1 5 8 号
平成30年11月13日

会 員 各 位

一般社団法人 神奈川県建設業協会
会 長 小 保 務

会員各位への提供情報について

・協会会員専用ホームページへのアクセス方法。
検索サイトで「神奈川県建設業協会」を検索又は「<http://www.shin-ken.or.jp/>」を入力してください。
「会員専用」→ユーザー名 [] パスワード [] を入力→新着情報。
*ユーザー名とパスワードは半角英数で入力してください。
*外部リンクを貼り付けておりますので、詳細をお調べになるときは会員専用ホームページをご活用ください。

I ホームページからの提供情報

1 平成30年度下半期の労働災害防止対策の推進について。
厚生労働省より、平成30年度下半期は、別添に示すような労働災害の傾向等を踏まえた対策を推進することとしており、その旨の周知依頼がありましたのでお知らせします。

○平成31年度以降の建設副産物実態調査におけるCOBRISの利用について

II その他 提供情報

1 特殊車両通行許可制度の概要について

（公財）日本道路交通情報センターより、特殊車両通行許可制度の概要について、周知依頼がありましたのでお知らせします。

詳細は国土交通省HPから

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000714891.pdf

2 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果について

（一社）全国建設業協会が実施した「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」について、調査結果が（一社）全国建設業協会HPで公開されておりますのでお知らせします。

HPアクセス方法 [全国建設業協会](#)で検索 → お知らせ → NEWS → 2018/10/24「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」の結果について

3 「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」の結果について

当会で実施した「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」について会員の皆様には、業務ご多忙の中、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

調査結果をHP（会員専用→新着情報→2018.11.13「建設従事者実態調査及び採用状況等に関する調査」の結果について）に公開しましたのでお知らせします。

■（一社）日本建設機械レンタル協会 東京支部様HP

Japan Construction Machinery Rental Association Tokyo Branch

日本建設機械レンタル協会 東京支部会員専用ページ

行事予定 協会だより 協会ニュース 書式集 レンタル関連法令 会員専用ページから退出

協会だより

ホームページ『建機レンタル検索データー』の登録
まだ登録されていない会社様の登録および登録データーに変更ある会社様の変更登録をお願いいたします。

NEW 1. 新年賀詞交歓会のお知らせ
新年賀詞交歓会のお知らせ。
詳しいご案内は[こちら](#)をクリックしてください。

2. 特殊車両通行許可制度制定のお知らせ
関東地方整備局 道路部 交通対策課からの特殊車両通行許可制度制定のお知らせ
詳しいご案内は[こちら](#)をクリックしてください。

3. 第3回溶接技能コンテスト開催
第3回溶接技能コンテスト開催のお知らせ。
詳しいご案内は[こちら](#)をクリックしてください。

4. 車両貼付シール発行
先にご案内しておりますが、改正道路法により、ユーザーが車両を使用し運転する際の注意喚起のため車両に貼付する「免許区分貼付シール」を販売しております。
詳しくは[こちら（各種シール注文書）](#)と[こちら（シール見本）](#)をクリックしてください。

3. 各取組みの紹介

NO.③ ラジオCM

■放送局：FM NACK5（79.5）

■放送スケジュール：

■放送回数：20回

■CM内容：下記参照

10/5(金)	10/6(土)	10/7(日)
8:25	7:20	8:12
9:32	8:40	9:38
12:29	10:19	10:59
13:58	11:54	11:53
14:35	12:54	16:44
15:32	15:59	17:59
	18:29	18:59
6回	7回	7回

■ラジオCM原稿 40秒 ⇒ 20回実施

BGM

♪

（協議会広報：女性）

大型車両の通行ルールのお知らせです。

本日は、「大型車両の重量オーバー」について説明します。

（説明者：男性）

重量オーバーとは、道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行することですね。

この違反車両が、道路を傷め、補修工事を増やしています。

では、なぜ違法な重量で走るのか。
理由は、運送会社だけの問題ではなく、荷主からの指示によることもあるのです。
もちろんその場合は、荷主も罰せられます。

（Na:女性）

重量守り、道路を守ろう。

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

【放送エリア】⇒連絡協議会エリアをカバー
埼玉県の全域・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県の一部

■パブリシティ※ 60秒 ⇒ 1回実施

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からの
お願いです。

大型車両を運転中の皆さん、重量オーバーのことはご存知ですか？

重量オーバーとは、道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行することです。

この定められた重さを超えた違法な大型車両が、道路を傷める大きな原因になっています。

道路の傷みは、補修工事を増やして、渋滞の原因にもなります。

では、なぜ重量オーバーで走るのか？
それは、運送会社だけの問題ではなく、荷主からの指示によることもあります。

もちろんその場合は、荷主も罰せられます。

定められた重さを超える場合は、特殊車両通行許可を取ってください。

重量を守って、道路を守りましょう。

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお願いでした。

※パブリシティ：放送局が独自に情報提供としてCM内容を告知するもの。

3. 各取組みの紹介

NO.④ ラジオクラウド



※ラジオクラウド：ラジオ番組等のコンテンツが無料で聴取できるスマートフォンアプリ。

■CM提供期間：10/5(金)～10/18(木)
(14日間)

■配信エリア：関東地区

TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、InterFM897、TOKYO FM、J-WAVE、ラジオ日本、bayfm78、NACK5、FMヨコハマ、IBS茨城放送、渋谷のラジオ、目黒FM

■CM内容：右図表参照



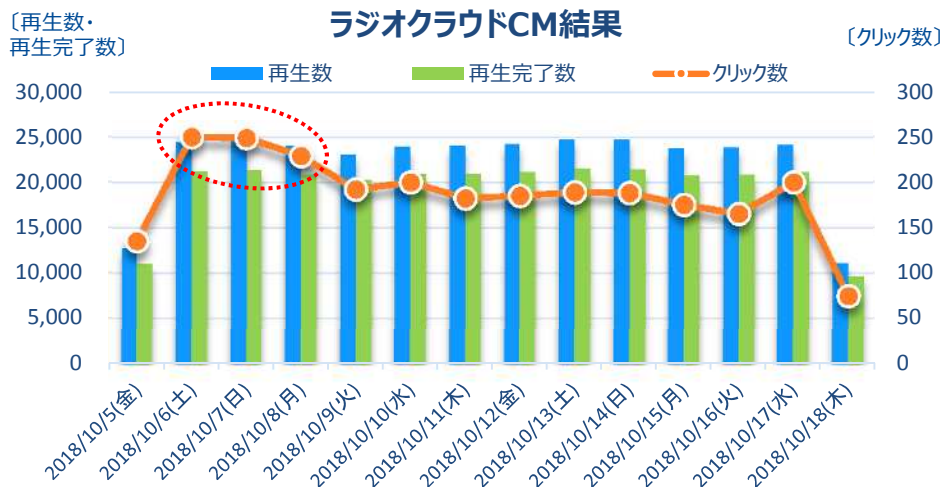
※画面をクリックすると、連絡協議会チラシを表示

【高いCM視聴回数を獲得】

✓ CM再生完了数：合計約27万回
平均2.1万回/日（再生完了率：平均87%）

✓ CMクリック数：平均200回/日

※開始日は12時～、最終日は～12時までのCM提供であったため、上記平均値については10/5及び10/18の値を除外している。



■ラジオクラウド原稿 20秒

S E	ブォーン（大型車通過音）
N a : 女性	道路が傷む主な原因は、重量オーバーした大型車両。 重量オーバーは運送会社だけの問題ではなく、荷主の指示があればその責任も問われます。
N a : 男性	重量守り、道路を守ろう。
N a : 女性	「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

■ラジオクラウドCMアニメーション 20秒



3. 各取組みの紹介

NO.⑤ 広報イベント（1/2）

■ イベント名：交通安全・環境フェア2018

（一社）埼玉県トラック協会主催

■ 開催日時：11月10日（土）9:30～15:00

■ 開催場所：埼玉スタジアム2002 東駐車場

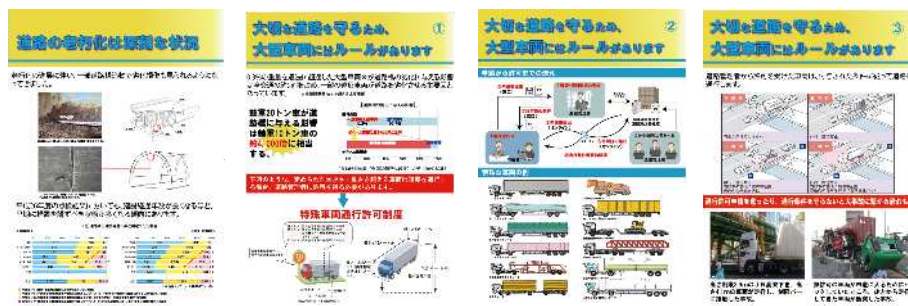
■ 連絡協議会の活動内容：枠外参照

■ 来場者数（全体）：約16,280人

（参考）昨年度来場者数：約8,000人

①「重量守り、道路を守ろう」パネル展

テント内にパネルを展示し、来場者に道路の老朽化の現状や特殊車両通行許可制度について説明した。



②啓発ポケットティッシュの配布

広報活動として、連絡協議会啓発ポケットティッシュをブース周辺及びイベント会場入口で配布した。

⇒2,400個全て配布完了



啓発ティッシュのイメージ

③特殊車両のぬり絵体験

特殊車両に親しんでいただくため、テント内で特殊車両のぬり絵体験を行った。ぬり絵は7種類（合計400枚）を用意したところ、14時までにはすべてのぬり絵の実施が完了した。

⇒合計400枚全て完了



③'粗品配布

特殊車両のぬり絵体験の参加者及びご家族の方へ、連絡協議会委員から提供頂いた下图の粗品を配布した。

⇒合計800個全て完了

100個完了 NEXCO東日本関東支社提供 パトロールカー型BOXティッシュカバー	50個完了 NEXCO中日本東京支社提供 ハイウェイパトロールカー組立
300個完了 NEXCO中日本八王子支社提供 事故防止広報用マスク	350個完了 埼玉県トラック協会提供 トラガールマグネットクラブ

3. 各取組みの紹介

NO.⑤ 広報イベント（2/2）

■ 連絡協議会委員の参加

本イベントには、11名（事務局を除く）の連絡協議会委員に参加頂き、啓発ポケットティッシュの配布や特殊車両のぬり絵補助、展示パネルの説明等に協力頂いた。

組 織 名	参加人数	組 織 名	参加人数
（一社）東京都トラック協会	1名	神奈川県	1名
（一社）神奈川県トラック協会	2名	千葉市	2名
（一社）埼玉県トラック協会	1名	さいたま市	1名
神奈川県警察本部	1名	東日本高速道路(株) 関東支社	1名
埼玉県警察本部	1名	事務局 (関東地方整備局)	1名
		合 計	12名



■ 実施状況

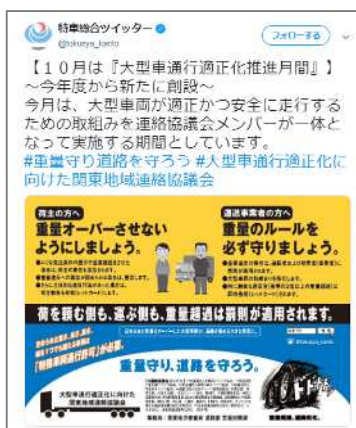


3. 各取組みの紹介

NO.⑥ Twitter/連絡協議会HP

■ 特車総合ツイッター

重点広報期間及び大型車通行適正化推進月間において、特車総合ツイッターにより合計73回のツイートを発信し、1ツイートあたりの平均インプレッション数※1が1775回、平均エンゲージメント数※2は22回であった。



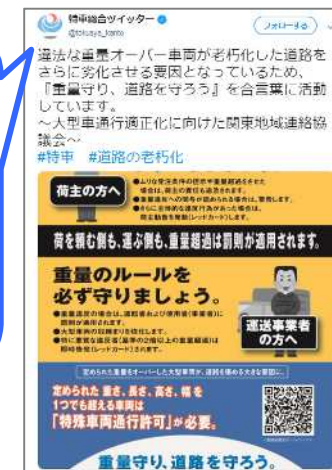
	発信件数 (合計)	インプレッション数※1 (合計)	エンゲージメント数※2 (合計)
8月	14	50,131	831
9月	15	18,214	216
10月	27	42,276	357
11月	17	19,024	208
合計	73	129,645	1,612

※1 (インプレッション数): ツイートが閲覧された数

※2 (エンゲージメント数): 「いいね」や「リツイート」、「クリック」、「返信」等の主体的なアクションがあった総数

【期間中で最も多くの閲覧・反応があったツイート】

- 発信日: 8月14日
- インプレッション数: 20,755回
(8月の総インプレッション数の4割)
- エンゲージメント数: 585件
(9月10月の合計エンゲージメント数を上回る)



■ 連絡協議会HP

トップページにインパクトのあるチラシを表示した他、「最新のお知らせ」ページを活用して、イベント開催の周知等、新たな情報掲載を行った。



3. 各取組みの紹介

NO.⑦ 機関紙掲載

【東京都トラック協会 機関紙/HP掲載】



【千葉県トラック協会 機関紙】



3. 各取組みの紹介

NO.⑦ 機関紙掲載

【神奈川県トラック協会 機関紙】



大型車通行適正化推進月間の創設

重量を違法に超過した大型車両から老朽化した道路構造物を守るため、国土交通省関東地方整備局が事務局を務める同連絡協議会では平成28年1月から広報を中心とした取組みを実施している。しかしながら、依然として悪質な重量超過車両の走行は後を絶たない。この背景には、一定の割合で荷主と運送事業者との力関係が少なからず影響していることが想定され、運送事業者自らの努力だけでは解決できない課題となっている。このため、今年度より連絡協議会では、10月に「大型車通行適正化推進月間」を創設し、荷主を対象として特殊車両通行許可制度の概要や大型車の適正かつ安全な走行の実現に向けた取組みとして、説明会の開催をはじめとする啓発活動を実施することとした。

また、これ以外に10月は社会一般等を対象として、ラジオ広報やラジオクラウドアプリを通じた広報、11月は連絡協議会委員が主催するイベントへの参画を企画している。今後も『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、効果的な取組みの実施を図っていく。

(大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会)



【埼玉県トラック協会 FAX一斉送信】

埼トくん情報 VOL557

平成30年10月4日

(一社) 埼玉県トラック協会

・大型車通行適正化推進月間
・危険物(ガソリン・軽油等)
荷卸し時相互立会推進キャンペーン



大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会からのお知らせ

10月は、大型車通行適正化推進月間

重量を違法に超過した大型車両から老朽化した道路構造物を守るため、国土交通省関東地方整備局が事務局を務める同連絡協議会では平成28年1月から広報を中心とした取組みを実施しています。

しかしながら、依然として悪質な重量超過車両の走行は後を絶たない。この背景には、一定の割合で荷主と運送事業者との力関係が少なからず影響していることが想定され、運送事業者自らの努力だけでは解決できない課題となっています。このため、今年度より連絡協議会では、10月に「大型車通行適正化推進月間」を創設し、荷主を対象として特殊車両通行許可制度の概要や大型車の適正かつ安全な走行の実現に向けた取組みとして、説明会の開催をはじめとする啓発活動を実施することとした。

また、これ以外に10月は社会一般等を対象として、ラジオ広報やラジオクラウドアプリを通じた広報、11月は連絡協議会委員が主催するイベントへの参画を企画しています。今後も『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、効果的な取組みの実施を図っていきます。



自家タンクを保有されている事業者へ
11月は、「危険物荷下ろし時相互立会推進全国一斉キャンペーン」

ガソリンや軽油等危険物の荷下しにあたっては、混濁、誤注入やオーバーフロー等の事故を防ぐため、石油元売業界、販売業界、輸送業界の三者による共催、総務省消防庁による協賛を受け、消防法第13条第3項に規定される荷卸しをする側と荷卸しを受ける側の双方の危険物取扱者による立会いを励行するため、荷卸し時の相互立会キャンペーンを毎年実施しております。

今年度は、平成30年11月1日(木)から14日(水)まで実施致します。つきましては、同キャンペーンの啓発活動が行われますので、お知らせいたします。



3. 各取組みの紹介

NO.⑧ アンケート調査

大型車ドライバー及びクレーンオペレータへの啓発活動の一環として、トラック協会及び全国クレーン建設業協会の協力を得て、特車制度に関するアンケート調査を実施した。

【実施概要】

①大型車ドライバー ⇒ **566名回答**

- ▶ 関東甲信越重量部会員のドライバー
- ▶ 関東トラック協会海上コンテナ部会員のドライバー

②クレーンオペレータ ⇒ **165名回答**

- ▶ 東京・神奈川地区における法定講習参加のオペレータ

アンケート結果は資料3へ

大型車両（特殊車両）に関するアンケート

実施日 平成30年 月 日

現在、国内の道路構造（橋など）は深刻な老朽化問題を抱えています。この老朽化した橋をどうにか安全に通行させる必要は、重載を適法に結集した大型車両の通行によるものとされています。

このように現状について、道路を利用される皆様方が現在、どのように認識されているか、本アンケート調査により把握させて頂くものです。ご多忙の中お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご回答頂けますと幸いです。

【アンケート結果表】

以下の質問について、最も該当する選択肢1つに○印を付けてください。

質問1. 運転している大型車両は「特殊車両」と言われるものですか？

選択肢 ①特殊車両を運転している ②特殊車両ではない車両を運転している ③わからない

質問2. ①と回答した方は質問2. に進んで下さい。②、③と回答した方はこれで終了となります。

質問2. ご記入いただく方にお聞きします。

年 齢 ①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳以上

会社の所在地 ①埼玉県 ②千葉県 ③東京都 ④神奈川県 ⑤その他（ ）

質問3. 道路の老朽化に最も影響を与えている原因は何かとお考えですか？

選択肢 ①重量超過の大型車両が走行している ②道路の経年劣化が原因 ③わからない

質問4. 法令で定められた重量を超える特殊車両は、通行許可が必要ですがこのことをご存知ですか？

選択肢 ①よく知っている ②聞いたことがあるが内容は知らない ③全く知らない

質問5. 特殊車両で橋梁を通過する際に通行管理員等から通行経路の指示がありますか？

選択肢 ①必ず指定される ②時々指定される ③全く指定がないため自由に通行している

質問6. 特殊車両で橋梁を通過する際に通行管理員等に指示されている点は何ですか？

選択肢 ①到着時間 ②安全性 ③許可条件の遵守 ④その他（ ）

質問7. 荷主（取引先）から指示がある場合はどのような内容が指示されますか？

選択肢 ①重量に関する ②時刻に関する ③その他（ ）

質問8. 質問7. の荷主（取引先）からの指示で①及び②を回避した方にお伺いします。荷主（取引先）からの指示の中で最も多い項目は何ですか？

選択肢 ①最大積載量以上の積載を運ばされた ②通行条件が厳格なために通行が指定された ③特殊車両許可取得前に通行が指定された ④その他（ ）

質問9. 荷主との関係に問わず、特殊車両での輸送で困っていることはありますか？

選択肢 ①荷主との関係に問わず、特殊車両での輸送で困っている ②荷主との関係に問わず、特殊車両での輸送で困っていない ③その他（ ）

質問10. 右のイラストを以前に見たことがありますか？

選択肢 ①見たことがある ②見たことがない

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

クレーンオペレータに関するアンケート

現在、国内の道路構造（橋など）は深刻な老朽化問題を抱えています。この老朽化した橋をどうにか安全に通行させる必要は、重載を適法に結集した大型車両の通行によるものとされています。

このように現状について、道路を利用される皆様方が現在、どのように認識されているか、本アンケート調査により把握させて頂くものです。ご多忙の中お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご回答頂けますと幸いです。

【アンケート結果表】

以下の質問について、最も該当する選択肢1つに○印を付けてください。

質問1. 運転している大型車両は「特殊車両」と言われるものですか？

選択肢 ①特殊車両を運転している ②特殊車両ではない車両を運転している ③わからない

質問2. ①と回答した方は質問2. に進んで下さい。②、③と回答した方はこれで終了となります。

質問2. ご記入いただく方にお聞きします。

年 齢 ①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳以上

質問3. 道路の老朽化に最も影響を与えている原因は何かとお考えですか？

選択肢 ①重量超過の大型車両が走行している ②道路の経年劣化が原因 ③わからない

質問4. 法令で定められた重量を超える特殊車両は、通行許可が必要ですがこのことをご存知ですか？

選択肢 ①よく知っている ②聞いたことがあるが内容は知らない ③全く知らない

質問5. オールデールクレーンには分解しないと道路を走行することができないものがありますか？

選択肢 ①よく知っている ②聞いたことがあるが内容は知らない ③全く知らない

質問6. 建設現場等にクレーン等特殊車両を運搬する際に、通行管理員等から通行経路の指示がありますか？

選択肢 ①必ず指定される ②時々指定される ③全く指定がないため自由に通行している

質問7. クレーン等特殊車両を運搬して行く工事現場はどのような場所ですか？

選択肢 ①官公庁の土木工事現場 ②官公庁の建築工事現場 ③民間の土木工事現場 ④民間の建築工事現場 ⑤個人の住宅工事現場 ⑥その他（ ）

質問8. 発注者から通行許可取得前に現場作業等への指示がありますか？

選択肢 ①頻りにある ②時々ある ③あまりない ④1度もない ⑤わからない

質問9. 質問8. の発注者からの指示で①及び②を回避した方にお伺いします。今までに発注者から最も多くの指示を受けた内容は何ですか？

例：夜間走行の条件を厳格に指定された

質問10. 大型車両に関する法令、罰則等について、研修会や説明会等があれば、参加を希望しますか？

選択肢 ①ぜひ参加したい ②よく知っているため参加しない ③わからない

質問11. 右のイラストを以前に見たことがありますか？

選択肢 ①見たことがある ②見たことがない

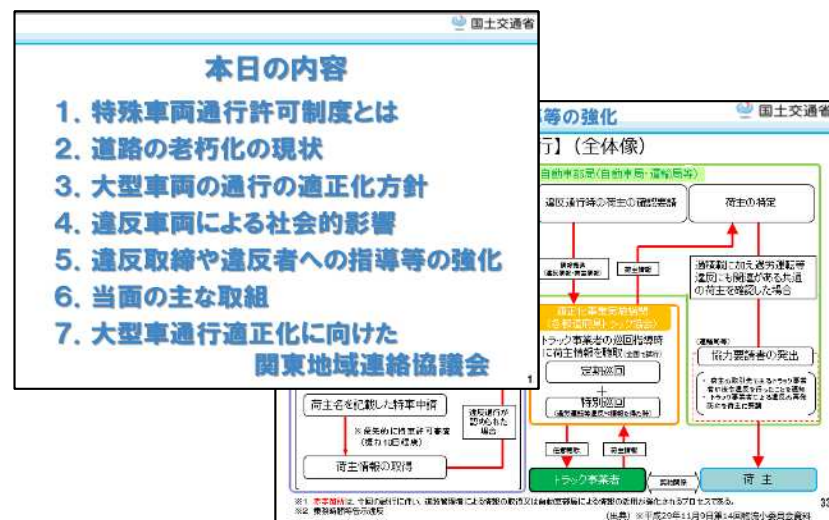
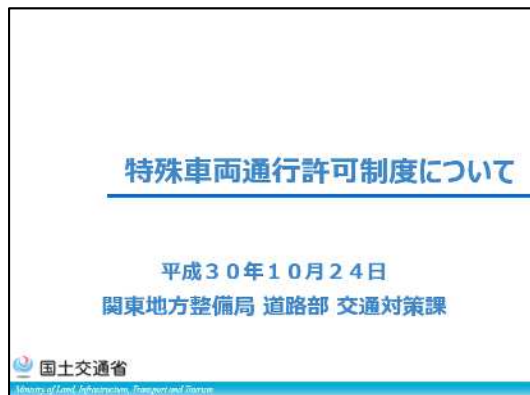
以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

＜クレーンオペレータ向けアンケート＞

3. 各取組みの紹介

NO.⑨ 特車説明会

特車制度の周知を目的として、関東管区警察局にて、近隣管区警察局及び県警職員（19名）へ特車制度に関する説明会を実施した。



【説明資料の抜粋】

NO.⑩ 整備管理者研修

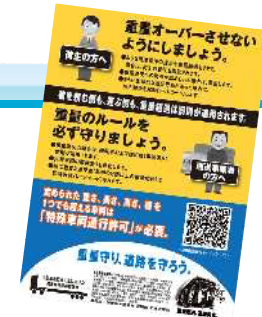
平成30年度下期の整備管理者研修資料（検討委員会編）P318に連絡協議会チラシを掲載し、周知を行っている。



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

連絡協議会委員総出の取組みとして、ポスターの一斉掲示やチラシの配布等を各委員協力のもと実施した。

(※各委員が実施した具体的な広報の取組内容は次ページ以降に記載)



素 材	実 施 内 容	実 施 委 員	実施 委員数
①ポスター ⇒ 600枚 以上配布・ 展開	一斉掲示	＜全委員＞	27
	デジタルサイネージで掲示	NEXCO中日本東京支社	1
②チラシ ⇒事務局から 14,000枚 配布+各委員印刷 9,000枚 以上	窓口等に設置	東京都トラック協会、神奈川県警、千葉県警、東京都、神奈川県、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本関東支社	8
	講習会・研修・取締等で配布	東京都トラック協会、神奈川県トラック協会、千葉県トラック協会、埼玉県トラック協会、全国クレーン建設業協会東京支部、全国クレーン建設業協会神奈川支部、埼玉クレーン協会、神奈川県警、埼玉県、首都高	10
	イベントで配布	東京都トラック協会、NEXCO中日本八王子支社、神奈川県警	3
	特車許可証と共にチラシを添付	神奈川県、千葉市	2
	管理施設に掲示	NEXCO東日本関東支社	1
	ホームページにチラシを掲載	埼玉県、神奈川県	2
	チラシの裏面を活用	千葉市	1
	データを関係者に展開	警視庁	1
③啓発ポケットティッシュ ⇒ 12,000個 配布	イベント・取締・講習会で配布	警視庁、千葉県警、神奈川県警、埼玉県警、東京都、埼玉県、横浜市	7
	窓口等に設置	神奈川県警、千葉県警、埼玉県警	3

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.① (一社) 東京都トラック協会

【ポスター】

- 8月21日からポスターを東ト協本部及び支部全28箇所に掲示した。

【チラシ】

- 9月10日からチラシを東ト協各支部全27箇所に6,000枚配布して各交通安全イベントや安全運転講習時に配布、活用した。
- 9月10日からチラシを東ト協本部 1 階受付脇に100枚設置した。



NO.② (一社) 神奈川県トラック協会

【ポスター】

- 神奈川県トラック総合会館の2階ロビーに掲示した。

【チラシ】

- 特車オンライン申請説明会（9月）と特車制度説明会（10月）の出席者にチラシを配布した。



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.③ (一社) 千葉県トラック協会

【ポスター】

- 8月13日から11月30日まで、千葉県トラック総合会館の3箇所に掲示した。

【チラシ】

- 平成30年度の整備管理者選任後研修会（10月10日、18日、11月18日、27日、12月4日開催）において、チラシ2,000枚を配布した。

NO.④ (一社) 埼玉県トラック協会

【ポスター】

- 総合教育センター（深谷市）と大宮トラックステーション（さいたま市大宮区）で現在も掲示中。

【チラシ】

- 総合教育センターにおける実車を使用した研修で、10月3日（16名）、17日（15名）にチラシを配布した。



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑤ (一社) 全国クレーン建設業協会 東京支部

【チラシ】

- 9月14日に開催したクローラ部会（部会員31社）の資料にチラシを添付した。
- 10月18日に開催した理事会（理事29名）の資料にオペレータ向けアンケート用紙（案）を添付し、意見を求めた。
- 11月14日に開催した理事会資料に同アンケート用紙の修正版を添付して周知した。

NO.⑥ (一社) 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

【チラシ】

- 11月1日小田原城北工業高校の出前授業（2年生38名対象）にて、大型車両に関する座学講座で使用した。
- 11月中旬、支部全会員（66社）に啓蒙素材として、チラシを配布（郵送）した。
- 11月9日、クレーンオペレーターを目指す養成講座（かながわクレーン塾）の安全走行講座において、チラシを活用した。

NO.⑦ 埼玉クレーン協会

【チラシ】

- 8月18日、埼玉クレーン協会8月定例会議にて、出席協会員にチラシ（縦型）A3版を20枚配布した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑧ (一社) 全国クレーン建設業協会千葉支部

【ポスター】

- 8月30日付で組合員41社に対して、大型車通行適正化推進月間におけるポスター（チラシをA2に拡大印刷）の掲示協力依頼文書を発出した。
- 千葉支部事務所や各事業所において、下図のとおり一斉掲示を行った。



平成30年8月30日

組合員 各位

千葉県クレーン建設業協同組合
理事長 佐藤 浩昭

大型車通行適正化推進月間及び重点広報期間におけるポスター掲示について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、組合運営にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

大型車通行適正化運動の一環として10月を「大型車通行適正化月間」として効果的な広報展開を図ることになりました。

つきましては、ポスター（別紙）を事務所に掲示し「大型車通行適正化運動」にご協力いただきたくお願いいたします。

敬具

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑨ 警視庁

【ポスター】

- 8月15日から11月30日までポスターを各警察署（102箇所）及び運転免許本部、運転免許試験場、免許センター（各6箇所）計108箇所で掲示した。
- 各警察署にポスター（チラシ）のデータを送信し、安全教育の際に運送会社に配布・掲示してもらうよう依頼した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 運送事業者が多く集まる又は走行する警察署に重点的に啓発ポケットティッシュを配布し、トラックストップキャンペーンや各キャンペーンに配布する様依頼した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑩ 神奈川県警察本部

【チラシ】

- 県下54警察署、本部執行隊（一交機、二交機、高速隊、自ら隊）、運転免許課、運転教育課、当課反則通告センターに各100枚配布し、窓口には配布用として設置または安全教育、各種講習、キャンペーン等の実施に際し、活用して広報した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 県下54警察署、本部執行隊（一交機、二交機、高速隊、自ら隊）、運転免許課、運転教育課、当課反則通告センターに各30～50個配布し、窓口には配布用として設置または安全教育、各種講習、キャンペーン等の実施に際し、活用して広報した。



ポスターの掲示



チラシの設置状況（警察署入口）



チラシの設置状況（免許窓口）



道路使用許可窓口における啓発ティッシュ配布状況



キャンペーンにおける啓発ティッシュ配布状況



安全教育における啓発ティッシュ配布状況

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑪ 千葉県警察本部

【ポスター】

- 8月22日からポスターを各警察署（39署）の窓口等に掲示した。

【チラシ】

- チラシを順次、各警察署の窓口を設置した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 10月以降に啓発ポケットティッシュを順次、各警察署へ送付し、取締等での配布や窓口の設置を依頼した。

NO.⑫ 埼玉県警察本部

【ポスター】

- 警察署交通課の窓口等の一般の方が目にする場所に掲示した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 警察署の窓口を設置し、来署した方が自由に手にすることができるようにした。
- 交通違反取締り時に、違反者に配布した。
- 各種安全運動等のキャンペーン時において、街頭で配布した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑬ 東京都建設局

【ポスター・チラシ】

- 掲示板等への掲示や窓口等への設置のため、各建設事務所（都内11箇所）へポスター及びチラシを配布した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 8月16日開催の「夢のみち2018」イベントで500個配布した。

NO.⑭ 神奈川県 県土整備局

【ポスター】

- 8月20日以降、道路管理課内及び土木事務所 6箇所 of 全 7 箇所 で順次掲示した。

【チラシ】

- 8月20日以降、チラシを道路管理課内及び各土木事務所 5 か所 of 全 6 箇所 で順次配架した。
- 8月23日以降、特殊車両通行許可証を発行する際に、チラシを添付した。（1事務所）
- 8月末日、所轄警察署窓口へチラシ10枚の配架を依頼した。（1事務所）
- 10月25日以降、道路管理課のホームページに連絡協議会ホームページへのリンクを設置し、チラシの内容を周知した。



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑮ 千葉県 県土整備部

【ポスター】

平成30年8月19日からポスターを千葉県庁及び千葉県下15土木事務所に掲示した。

NO.⑯ 埼玉県 県土整備部

【ポスター】

- 10月の「大型車通行適正化推進月間」に合わせて、特殊車両通行許可申請受付窓口である埼玉県庁道路環境課の入口にポスターを掲示した。（下図）
- その他、県土整備事務所（12か所）にポスターを配布し、掲示を依頼した。

【チラシ】

- 道路環境課のホームページにチラシの画像（電子データ）を掲示し、周知を図った。
- 首都圏大規模同時合同取締において、引込車両のドライバーにチラシを配布した。

【啓発ポケットティッシュ】

- 8月4日（土）道の日まつり（道の駅川口・あんぎょう）で啓発ポケットティッシュ500個配布。



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.⑰ 横浜市 道路局

【ポスター】

- 9月からポスターを窓口に掲示した。（右図）

【啓発ポケットティッシュ】

- 各区の区民祭りや道の日イベント、市民協働のイベント等で啓発ポケットティッシュを配布した。（合計1,000個）



NO.⑱ 川崎市 建設緑政局

【ポスター】

- 8月～11月30日まで路政課及び各区役所道路公園センター（7区）事務所内に掲示した。



NO.⑲ 相模原市 都市建設局

【ポスター】

- 10月25日からポスターを各土木事務所等全3箇所に掲示した。

【チラシ】

- 路政課の窓口にてチラシを30枚配布した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

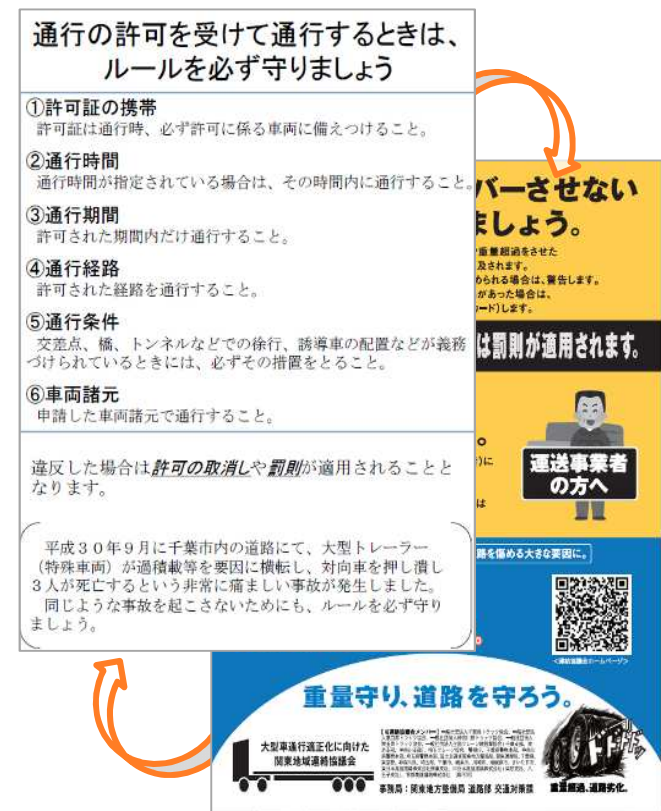
NO.⑳ 千葉市建設局

【ポスター】

- 本市の特車受付カウンター（8月～）及び各土木事務所（8～11月）に掲示した。

【チラシ】

- 8月～窓口等にて運送事業者及び許可証交付時に配布した。
- 9月中旬以降は、チラシの裏面に9月8日本市内で発生した、トレーラ事故の事例等を記載し配布している。（右図）



NO.㉑ さいたま市建設局

【ポスター】

- 8月～11月末まで本庁舎内に掲示した。

【チラシ】

- 市民の手に取れるようチラシを設置した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.② 東日本高速道路(株) 関東支社

【ポスター】

- 8月20日より順次、各SA/PAの全17箇所で開催した。(例①)
- 同日より、管理事務所内でポスターを掲示した。(例②)

【チラシ】

- 同日より、各SA/PAのパンフレットスタンドにチラシを50～100部設置した。
- 9月10日より、チラシを佐野SA（上下）男子トイレ・サブトイレ内に掲示した。(例③)

例① 守谷SA（上り）



例① 守谷SA（下り）



例② 管理事務所内



例② 管理事務所受付



例③ 男子トイレ・サブトイレ内



4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.②③ 中日本高速道路(株) 東京支社

【ポスター】

- 8月中旬～11月末の間、休憩施設（6箇所：港北PA（上下）、中井PA（上下）、厚木PA（内外））で掲示した。

【デジタルサイネージ（MIB）】

- 8月中旬～11月末の間、休憩施設（4箇所：海老名SA（上下）、平塚PA、大磯PA）で掲示した。

NO.②④ 中日本高速道路(株)八王子支社

【ポスター】

- 到着日から八王子支社、管内の各保全・サービスセンター（4保全・サービスセンター）のお客さまのご覧になるポスター掲示スペースにて掲示した。

【チラシ】

- 平成30年秋の全国交通安全運動にて下記の枚数を配布
- 9月21日（金）中央道 石川PA（上）200枚
- 9月24日（月・祝）中央道 談合坂SA（上）200枚
- 9月25日（火）長野道 松本IC 150枚
- 9月26日（水）圏央道 高尾山IC 150枚

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.②⑤ 首都高速道路(株)

【ポスター・チラシ】

- 車限令違反者講習会（8月30日,9月4日,28日,10月3日,29日,11月29日,30日実施）にてポスターを掲示し、チラシを配布した。
- 首都高管内の4 PA（川口・八潮・市川・大黒）に8月16日～11月30日の期間でポスターを掲示した。
- 本社庁舎内に8月16日～11月30日の期間でポスターを掲示した。

NO.②⑥ 関東運輸局

【ポスター】

- 8月13日以降より順次、関東運輸局管内支局事務所等の全24箇所で掲示した。

4. 連絡協議会委員の広報実施状況

NO.②⑦ 関東地方整備局港湾空港部

- 港湾空港部、及び各事務所（7事務所）でポスターを一斉掲示。

掲示場所	掲示期間	掲示枚数
港湾空港部	平成30年8月～11月30日	2枚
鹿島港湾・空港整備事務所	同上	2枚
千葉港湾事務所	同上	2枚
東京港湾事務所	同上	2枚
東京空港整備事務所	同上	2枚
京浜港湾事務所	同上	2枚
横浜技術調査事務所	同上	2枚
東京湾口航路事務所	同上	2枚

